

大分県報

令和三年
第一八四号
二月二十四日

（水曜日）

目次

告示

解除予定保安林……………
大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領……………
都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

公告

土地改良区の役員の就退任……………

○告示 示

大分県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市前津江町柚木字平林二六三六番三・二六三六番四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

令和三年二月二十四日

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百三十四号

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和六十年大分県告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四第五号中「第九十六条の第三項」を「第九十六条の六第一項」に、「刑法第九十六条の第三項」を「同条第二項」に改める。

別表第一第二号中「（かし）」を「（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。））」に改め、同号ハ中「かし」を「契約不適合」に改め、同表第三号中「かし」を「契約不適合」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十五号 亀川駅西線

三 事業施行期間

大分県報（告示）

変更前 平成二十五年三月二十九日から令和三年三月三十一日まで
変更後 平成二十五年三月二十九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

大分県告示第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・三・五号 山田関の江線及び三・四・十五号 亀川駅西線

三 事業施行期間

変更前 平成二十六年十二月二十六日から令和三年三月三十一日まで
変更後 平成二十六年十二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

大分県告示第百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称
別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業
三・四・八号 浜脇秋葉線

三 事業施行期間

変更前 平成三十一年三月十五日から令和十一年三月三十一日まで
変更後 平成三十一年三月十五日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による令和三年二月十三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年二月二十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二五二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二〇、三二四人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市 一三二、四八〇人
 別府市 三二、一六一人
 中津市 二二、九六八人
 日田市 一八、〇一四人
 佐伯市 二〇、一七三人
 臼杵市 一〇、八九七人
 津久見市 五、〇〇四人
 竹田市 六、一五一人
 豊後高田市 六、二九七人
 杵築市 八、一七三人
 宇佐市 一五、四八三人
 豊後大野市 一〇、一二〇人
 由布市 九、五三六人
 国東市・姫島村 八、五八八人
 日出町 七、八六九人
 九重町・玖珠町 六、九五四人

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、初瀬井路土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出

があつた。

令和三年二月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

(退任役員)

役名	氏名	住 所
理事	油布吉文	大分市田中町二丁目七番三八号
〃	馬場幸雄	〃 大字平横瀬二二六番地
〃	安部雅己	〃 大字中尾七七五番地の一
〃	秦和恵	〃 賀来南二丁目一〇番八号
〃	甲斐文雄	〃 大字野田四七五番地
〃	園田義一	由布市挾間町向原四五四番地二
監事	後藤一郎	大分市勢家町三丁目四番三四号
〃	佐藤尚武	〃 大字宮苑二八八番地の一
〃	藤川厚	由布市挾間町北方六七四番地

(就任役員)

役名	氏名	住 所
理事	油布吉文	大分市田中町二丁目七番三八号
〃	衛藤盛一	〃 大字永興一七二九番地
〃	岐津健一	〃 賀来北三丁目二番二三号
〃	惠藤名巨	〃 大字東院二六番地の一
〃	安部雅己	〃 大字中尾七七五番地の一
〃	二宮秀隆	由布市挾間町挾間八八四番地一
〃	二宮敏幸	〃 挾間町下市三七五番地
監事	牧利則	大分市大字古国府四四番地
〃	猪原賢次	〃 大字国分一二一四番地の一

令和三年二月二十四日

大分県報(選管委告示・公告)

令和三年二月二十四日

大分県報（公告）

〃

佐藤清

由布市挾間町向原一・二・三番地五